

釧路市がめざす学校のすがた基本計画（たたき台）からの変更箇所

たたき台		素案	
<p>5. 小中連携・小中一貫教育の推進体制（P11）</p> <p>(1) 中学校区を基盤とした小中連携の推進</p> <p>今後は、中学校区を基盤として小中連携を進めることとし、そのために、分散進学となっている地域の整理を行い、既存の学校施設による「施設一体型の義務教育学校」を設置し、小中連携・小中一貫教育を推進します。</p>		<p>5. 小中連携・小中一貫教育の推進体制（P11）</p> <p>(1) 中学校区を基盤とした小中連携の推進</p> <p>今後は、中学校区を基盤として小中連携を進めることとし、そのために、分散進学となっている地域の整理を行い、既存の学校施設による「施設一体型の義務教育学校」を設置するとともに、<u>義務教育学校の対象とならない学校については、従来の小学校・中学校として継続することとし、小中ジョイントプロジェクトをはじめとする小中連携教育の推進を図ります。</u></p>	
<p>・表「再編等」 変更</p>		<p>・表「再編等」 変更</p>	
地区	学校名	中学校区内小学校	再編等
東部	幣舞 中学校	釧路小・城山小	釧路小・城山小の統合
	春採 中学校	桜が丘小・興津小	義務教育学校
	桜が丘 中学校	東雲小・朝陽小	義務教育学校
	青陵 中学校	湖畔小・清明小・武佐小	小学校の分離統合
中部	北 中学校	中央小・青葉小	区域調整
	共栄 中学校	共栄小・光陽小	区域調整
	景雲 中学校	愛国小・芦野小	区域調整
	美原 中学校	美原小	義務教育学校
西部	鳥取 中学校	鳥取小・新陽小・昭和小	鳥取小・新陽小の統合
	鳥取西 中学校	鳥取西小・鶴野小	区域調整
	大楽毛 中学校	大楽毛小	義務教育学校
	山花 中学校	山花小	—
阿寒	阿寒 中学校	阿寒小	義務教育学校
	阿寒湖義務教育学校 （後期課程）	阿寒湖義務教育学校 （前期課程）	義務教育学校開校(R3.4.1)
音別	音別 中学校	音別小	義務教育学校
地区	学校名	中学校区内小学校	再編等
東部	幣舞 中学校	釧路小・城山小	幣舞中学校の一部を青陵中学校区へ
	春採 中学校	桜が丘小・興津小	義務教育学校
	桜が丘 中学校	東雲小・朝陽小	義務教育学校
	青陵 中学校	湖畔小・清明小・武佐小	—
中部	北 中学校	中央小・青葉小	北中学校区一部変更
	共栄 中学校	共栄小・光陽小	共栄小・光陽小・共栄中学校区一部変更
	景雲 中学校	愛国小・芦野小	景雲中学校区一部変更
	美原 中学校	美原小	義務教育学校
西部	鳥取 中学校	鳥取小・新陽小・昭和小	鳥取中・昭和小校区一部変更
	鳥取西 中学校	鳥取西小・鶴野小	鳥取西中・鶴野小校区一部変更
	大楽毛 中学校	大楽毛小	義務教育学校
	山花 中学校	山花小	—
阿寒	阿寒 中学校	阿寒小	義務教育学校
	阿寒湖義務教育学校 （後期課程）	阿寒湖義務教育学校 （前期課程）	義務教育学校開校(R3.4.1)
音別	音別 中学校	音別小	義務教育学校

<p>(2) 通学区域再編の推進 (P12)</p> <p>(3) 施設一体型義務教育学校設置の推進 (P13～15)  また、教職員間において児童生徒の情報を共有しやすく、生徒指導を効果的に行うことができることから、施設一体型の義務教育学校の設置を進めます。</p> <p>※1 春採中もしくは桜が丘小学校のいずれか  ※2 音別中もしくは音別小学校のいずれか</p> <p>(4) 将来的な施設一体型義務教育学校設置に向けた小規模小学校の再編(P16)</p>	<p>(2) 通学区域再編の推進 (P12)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央小学校 削除</li> <li>・幣舞中学校 変更</li> <li>・鳥取中学校 修正</li> <li>・美原中学校 学校選択ゾーンの指定を追記</li> </ul> <p>(3) 施設一体型義務教育学校設置の推進 (P13～P15)  また、教職員間において児童生徒の情報を共有しやすく、生徒指導を効果的に行うことができることから、施設一体型の義務教育学校の設置を進めます。</p> <p><u>なお、春採中学校、桜が丘中学校、大楽毛中学校及び桜が丘小学校の通学区域の一部変更については令和6年度の新入生から、鶴野小学校については令和8年度の新入生から適用とします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春採中学校を使用することとし、太字に変更</li> <li>・<u>※1 音別小・音別中による義務教育学校の使用校舎については、防災の視点から検討を継続します。</u></li> </ul> <p>(4) 将来的な施設一体型義務教育学校設置に向けた小規模小学校の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頁削除</li> </ul>
<p>6. 取組の進め方 (P17)</p> <p>(1) 年次別実施計画</p>	<p>6. 取組の進め方 (P16)</p> <p>(1) 年次別実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の部分を表より削除</li> <li>○湖畔小・清明小・武佐小による分離統合</li> <li>○武佐小学校の一部を湖畔小に編入</li> <li>○武佐小学校の一部を清明小に編入</li> <li>○釧路小・城山小による小学校統合</li> <li>○城山小の一部を釧路小に編入</li> <li>○城山小の一部を清明小に編入</li> <li>○中央小の学校選択ゾーンを釧路小の学校選択ゾーンに指定</li> </ul>

<p>(2)経過措置 (P18)</p> <p>ア 通学区域の再編</p> <p>イ 小学校再編</p>	<p>○清明小の一部を学校選択ゾーンに指定</p> <p>●北中の一部を学校選択ゾーンに指定</p> <p>●青陵中の一部を学校選択ゾーンに指定</p> <p>○鳥取小と新陽小による小学校統合</p> <p>○新陽小の全部を鳥取小に編入</p> <p>・幣舞中・鳥取中・鳥取西中の校区変更を令和6年度に変更</p> <p>(2)経過措置(P17)</p> <p>ア 通学区域の再編</p> <p>③新一年生のうち、旧校区に<u>兄弟</u>が在学する場合に限り、希望により旧校区への指定校変更を認めます。</p> <p>④実施年前に、新校区への変更を希望する場合は、指定校変更を認めます。</p> <p>イ 小学校再編 削除</p>
<p>7. 今後の進め方 (P 19)</p> <p>(1) 通学の安全</p> <p>通学路の変更を伴う場合、通学路や通学距離の実態を把握し、スクールバス等の導入や関係機関と連携するなど、通学の安全確保に配慮します。</p> <p>(2) 周知</p> <p>地域説明会の実施や教育委員会のホームページ、保護者への配布物や町内会の回覧などを通じて小中連携・小中一貫教育について広く周知します。</p>	<p>7. 今後の進め方 (P 18)</p> <p>(1) 通学の安全</p> <p>通学路の変更を伴う場合、<u>学校、PTA、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員等により構成を予定している開校準備協議会の中で協議しながら、通学路や通学距離の実態を把握し、スクールバス等の導入などについて、義務教育学校等の新規開設年次の前々年度末（2年前）までに、通学の安全確保に配慮について検討を完了</u>します。</p> <p>(2) 周知</p> <p><u>義務教育学校への再編対象校となっている地域を中心に、地域説明会の実施や教育委員会のホームページ、保護者への配布物や町内会の回覧などを通じて小中連携・小中一貫教育について広く周知し、理解を深めるよう努めます。</u></p>

<p>(4) 学校選択制の検討</p> <p>釧路市では、通学区域制度を採用し、児童生徒の就学する学校を指定していますが、児童生徒・保護者の意思の尊重と特色や魅力のある学校づくりの観点から学校選択制度について、検討課題として整理します。</p>	<p>(4) 学校選択制の検討</p> <p>釧路市では、通学区域制度を採用し、児童生徒の就学する学校を指定していますが、児童生徒・保護者の意思の尊重と特色や魅力のある学校づくりの観点から学校選択制度について、<u>義務教育学校等の新規開校年次の前年度開始時(2年前)までに、条例・規則等の整備を含め、検討を完了します。</u></p>
	<p>8. 中間年における検証 (P19)</p> <p>釧路市教育の基本理念である「釧路の風土で生まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり」の実現に向けて、小中連携・小中一貫教育の実施状況について、本計画の中間年である令和9年度において検証を行います。</p> <p>その際には、義務教育学校設置とならない地域における小規模小学校について、学級編制状況及び教育活動への影響等について引き続き注視することとします。</p> <p>また、教育制度の変更や状況に変化があった場合は、計画を見直します。</p>